

第1874号  
令和7年11月15日発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

# 裁判所時報

## (目次)

### ◎裁判例

1

(民事)

- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等は、同法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する

(令和6年(許)第17号・令和7年10月20日 第一小法廷決定棄却)

- 1 保険金請求権者につき「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」との定めがある自動車保険の人身傷害条項に基づく人身傷害保険金の請求権の帰属
- 2 人身傷害事故による被保険者の死亡によって精神的損害を受けて保険金請求権者となる被保険者の父母、配偶者又は子が存在することが、被保険者の人身傷害保険金の額に及ぼす影響

(令和6年(受)第120号・令和7年10月30日 第一小法廷判決棄却)

(刑事)

- 全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例

(令和6年(あ)第1506号・令和7年10月20日 第三小法廷決定棄却)

- コンテナ倉庫が刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たるとされた事例

(令和6年(あ)第585号・令和7年10月21日 第三小法廷決定棄却)

### ◎記事

8

- 令和7年秋の勲章受章者
- 令和7年秋の藍綬褒章受章者
- 人事異動(10月22日~11月3日)

## 裁判例

### 民事

◎ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等は、同法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する

件名 破産手続開始決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年(許)第17号  
令和7年10月20日 第一小法廷決定 棄却

抗告人 みんなでつくる党

相手方 X

原審 東京高等裁判所

主文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

第1 抗告代理人豊田賢治の抗告理由第1及び第2について

1 本件は、抗告人の債権者である相手方が、抗告人について破産手続開始の申立てをした事案である。抗告人は、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(以下「法」という。)7条の2第1項にいう法人である政党等であり、法10条1項又は2項の規定により解散したものには当たらないところ、原審は、抗告人について破産手続開始の決定を受けるべき適格を有するとして、本件申立てを認容すべきものとした。

2 所論は、法人である政党等が解散していないのに破産手続の対象となるとすれば、政党交付金を含む財産の管理処分権を失い、政党の政治活動の自由を尊重すべきとする政党助成法4条1項の趣旨目的に反する状況となる上、破産手続における配当が同法14条1項にいう「政党交付金による支出」に当たらないとされる場合に、これに対応する額について総務大臣から政党交付金の返還命令(同法33条2項1号)を受けかねないことなどからすると、法人である政党等は、解散していない限り破産手続の対象となると解すべきであり、法10条2項が法人である政党等の解散事由に破産手続開始の決定を掲げていないのもその趣旨で理解すべきであるとして、これと異なる原審の判断には、法令の解釈

適用の誤りがあるというものである。

3 破産法13条は、破産手続に関し、民訴法28条の規定を準用しているから、民法上の権利能力を有する者は、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有するのが原則であるというべきである。また、法が、解散した法人である政党等について、破産手続開始の決定を受けた場合の規定を置いていることからしても(10条の9)、法人である政党等が、およそ破産手続の対象となり得ない性質の法人であると考えることはできず、それが解散したものでない場合であっても、破産手続開始の原因となる事実があるときに破産手続の対象とすべき必要性が生じ得ることは、解散した法人である政党等の場合と異なるところはない。法10条2項が破産手続開始の決定を解散事由に掲げていないのは、法人である政党等が、破産手続の開始によって解散せず、破産手続が終了したときにもその法人格を失わないことを意味するにすぎないと解するのが相当である(破産法35条参照)。

政党助成法4条1項の趣旨目的は、国が、政党交付金を交付するに当たり、政党の政治活動の自由を阻害することがないようにしてあるところ、解散していない法人である政党等が、破産手続開始の決定を受け、政党交付金を含む自らの財産の管理処分権を失うことがあるとしても、当該財産は当該法人の自由な政治活動のために生じた破産債権に対する配当の原資等になるのであって、同項の趣旨目的に反するものではない。また、同法33条2項に基づき、総務大臣から政党交付金の返還命令を受ける場合があり得るとしても、そのことは、法人である政党等が解散していない限り破産手続の対象となり得ないと考えるべき根拠とはならない。

そのほかに、解散していない法人である政党等が破産手続開始の決定を受けるべき適格を有しないと解すべき法令上の根拠はない。

以上によれば、法人である政党等は、法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有すると解するのが相当である。

4 これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第2 その余の抗告理由について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 堀 徹 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

- ◎ 1 保険金請求権者につき「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」との定めがある自動車保険の人身傷害条項に基づく人身傷害保険金の請求権の帰属  
 2 人身傷害事故による被保険者の死亡によって精神的損害を受けて保険金請求権者となる被保険者の父母、配偶者又は子が存在することが、被保険者の人身傷害保険金の額に及ぼす影響

件名 保険金請求事件

最高裁判所令和6年(受)第120号

令和7年10月30日 第一小法廷判決棄却

上告人 三井住友海上火災保険株式会社

被上告人 X<sub>1</sub> ほか1名

原審 東京高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

#### 第1 事案の概要

1 本件は、Aが車両を運転中に自損事故を起こして死亡したことについて、Aの相続人であるBが、当該車両に係る自動車保険契約の保険者である上告人に対し、当該保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害条項（以下「本件人身傷害条項」という。）に基づくAの人身傷害保険金の請求権を相続により取得したと主張し、人身傷害保険金の支払を求めて提起した訴訟である（Bが第1審係属中に死亡し、被上告人らが相続により本件訴訟を承継した。）。

これに対し、上告人は、本件人身傷害条項の定めによれば、上記請求権は、Aの相続財産に属するものではなく、Aからの相続について相続放棄をしたAの子らが原則的に取得している旨、仮に被上告人らが上記請求権を取得しているとしても、本件人身傷害条項において精神的損害の額として定められている金額の一部は、当該子らが保険金として取得すべきものであるから、当該金額の全額を被上告人らが取得することを前提として上記人身傷害保険金の額を算定することはできない旨主張するなどして争っている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要是、次のとおりである。

(1) Aが代表者を務める会社は、平成31年、上告人との間で、本件人身傷害条項のある普通保険約款が適用される自動車保険契約を締結した。

(2) 本件人身傷害条項には、要旨、次のような定めが

あった。

ア 上告人は、急激かつ偶然な外来の事故（被保険車両の運行に起因する事故等に限る。）により被保険者が身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」という。）によって、被保険者又はその父母、配偶者若しくは子が被る損害に対して、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払う。

イ 被保険者は、被保険車両の正規の乗車装置若しくはその装置のある室内に搭乗中の者、被保険車両の保有者又は被保険車両の運転者をいう。

ウ 保険金請求権者は、人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。

(イ) 被保険者の父母、配偶者又は子

（以下、上記(ア)に該当する者を保険金請求権者とする定めを「本件条項1」と、上記(イ)に該当する者を保険金請求権者とする定めを「本件条項2」といい、本件条項1によって保険金請求権者が定まる人身傷害保険金のうち、被保険者が人身傷害事故により死亡した場合に生ずるものを「死亡保険金」という。）

エ 1回の人身傷害事故につき上告人の支払う人身傷害保険金の額は、下記オにより決定される損害の額並びに損害防止費用及び権利保全行使費用の合計額から、当該損害を補償するために支払われる給付で保険金請求権者が既に取得したものとの額等を控除するなどした額とする。

オ 人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、被保険者に、傷害を被った直接の結果として、①治療を要したことによる損害、②後遺障害が発生したことによる損害又は③死亡したことによる損害が発生したときに、損害の区分ごとに、それぞれ人身傷害条項損害額基準（以下「本件損害額基準」という。）により算定された金額の合計額とする。

カ 本件損害額基準の死亡による損害に関する部分は次のとおりである。

(ア) 死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害及びその他の損害とする。

(イ) 葬儀費は、60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合には、120万円を限度に必要かつ妥当な実費とする。

(ウ) 逸失利益は、原則として、収入額から生活費を控除した額に就労可能年数に対応するライブニッツ係数を掛けて算出する。

(エ) 精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいう。精神的損害の額は、被保険者の属性別に、①被保険者が一家の支柱である場合は2000万円、②被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上の

ときは1500万円、③被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のときは1600万円とする（以下、これらの金額を「本件精神的損害額」と総称する。）。

(オ) その他の損害は、人身傷害事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

(3) Aは、令和2年1月、上記保険契約の被保険車両を運転中に自損事故を起こし、これにより死亡したものであって、本件人身傷害条項における被保険者（以下、単に「被保険者」という。）に当たる。

(4) Aの子らはいずれもAからの相続について相続放棄の申述をし、これらが受理されたため、Aの母であるBがAの遺産を単独で相続した。Bは第1審係属中の令和4年9月に死亡し、Bの子である被上告人らが本件訴訟を承継した。

## 第2 上告代理人古笛恵子の上告受理申立て理由第3から第5までについて

1 所論は、本件条項1が、保険金請求権者について、あえて「被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする」と定めていることなどからすると、死亡保険金の請求権は、被保険者の第1順位の法定相続人であるAの子らに原始的に帰属し、被保険者の相続財産に属しないと解されるにもかかわらず、当該請求権が被保険者の相続財産に属するとした原審の判断には法令の解釈適用の誤りがあるというものである。

2 本件人身傷害条項によれば、人身傷害保険金は人身傷害事故により生ずる損害に対して支払われるものとされ、本件条項1の柱書きは、保険金請求権者を「人身傷害事故により損害を被った」者とする旨を定めている。また、本件人身傷害条項では、人身傷害保険金を支払うべき損害の額について、損害項目に応じて、これを実費、あるいは、損害の程度等を踏まえた特定の方法により算定される額としており、人身傷害保険金の額は、人身傷害事故により生ずる具体的な損害額に即して定まるものとされている。そして、損害を填補する性質の金員の支払等がされた場合は、当該金員の額を控除するなどして人身傷害保険金を支払うものとされている。これらの点からすれば、本件人身傷害条項において、人身傷害保険金は、人身傷害事故により損害を被った者に対し、その損害を填補することを目的として支払われるものとされているとみることができる。

そして、本件人身傷害条項では、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合においても、精神的損害につき被保険者「本人」等が受けた精神的苦痛による損害とする旨の文言があり、逸失利益につき被保険者自身に生ずるものであることを前提とした算定方法が定められていることからすれば、死亡保険金により填補されるべき損害が、被保険者自身に生ずるものであることが前提にされているといえる。

以上のような本件条項1の文言、本件人身傷害条項の

他の条項の文言や構造等に加え、保険契約者の通常の理解を踏まえると、本件条項1は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、被保険者に生じた損害を填補するための人身傷害保険金の請求権が、被保険者自身に発生する旨を定めているものと解すべきである。本件条項1のただし書は、死亡保険金の請求権について、被保険者の相続財産に属することを前提として、通常は法定相続人が相続によりこれを取得することになる旨を注意的に規定したものにすぎないというべきである。

したがって、死亡保険金の請求権は、被保険者の相続財産に属するものと解するのが相当である。

よって、所論の点に関する原審の判断は是認することができる。

## 第3 上告代理人古笛恵子の上告受理申立て理由第2（ただし、排除されたものを除く。）について

1 所論は、被保険者の死亡により精神的損害を受けた被保険者の父母、配偶者又は子（以下、父母、配偶者又は子を併せて「近親者」という。）が存在する場合、死亡保険金の額について、人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として算定することはできないにもかかわらず、これができるとした原審の判断には法令の解釈適用の誤りがあるというものである。

2 本件条項2は、保険金請求権者として、人身傷害事故により損害を被った被保険者の近親者を掲げており、本件損害額基準は、被保険者が死亡した場合の被保険者の近親者の精神的損害について定めているから、被保険者の死亡によって固有の精神的損害を受けた近親者は、本件条項2に基づき、これを填補するための人身傷害保険金の請求権を取得するものと解される。そして、人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、本件損害額基準により算定された金額の合計額であるとされているところ、本件損害額基準では、被保険者の死亡により「本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた」精神的損害の額として、被保険者の属性に応じた区分ごとに单一の金額である本件精神的損害額が定められている。そうすると、本件精神的損害額は、被保険者自身及びその近親者の精神的損害の填補として支払われるべき人身傷害保険金の総額を定めたものと解するのが相当である。

その上で死亡保険金の額についてみると、本件人身傷害条項によれば、被保険者の近親者が存在しない場合には、人身傷害事故により死亡した被保険者の精神的損害の額が、本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定すべきこととなる。そして、本件条項2により保険金請求権者となる近親者が存在することによって、被保険者が受けた精神的苦痛等が減少するものとはいはず、本件人身傷害条項においても、当該近親者が存在する場合に当該近親者の保険金の額

と死亡保険金の額とを調整する旨の定め等は存在しない。加えて、被保険者の近親者が固有の精神的損害について保険金を請求する意思がない場合において、死亡保険金の額が減額されるとすれば、本件精神的損害額の全額に満たない額しか支払われないことになってしまい、本件損害額基準が被保険者の属性ごとに単一の金額である本件精神的損害額を定めていることとそぐわないものといわざるを得ない。これらの点に加え、保険契約者の通常の理解を踏まえると、本件人身傷害条項は、被保険者が人身傷害事故により死亡した場合には、被保険者の近親者が存在するときであっても、人身傷害保険金を支払うべき被保険者精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定するものとしていると解すべきである。そして、そのように解したとしても、本件人身傷害条項は、死亡保険金の請求権と、本件条項2に基づく被保険者の近親者の保険金の請求権について、上告人が、後者の請求権の金額の範囲内で、全ての保険金請求権者のために各保険金請求権者に対して履行をすることができる旨定めていると解することができるから、上告人において二重払いの負担を負うものではないというべきである。

以上によれば、死亡保険金の額は、人身傷害保険金を支払うべき被保険者精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として算定されるべきであって、被保険者の死亡により精神的損害を受けた被保険者の近親者が存在することは死亡保険金の額に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。

よって、所論の点に関する原審の判断は結論において是認することができる。

#### 第4 結論

以上のとおりであるから、論旨はいずれも採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 堀 徹 裁判官 安浪亮介 裁判官  
岡 正晶 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 憲)

## 刑事

◎ 全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例

件名 業務上横領被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第1506号  
令和7年10月20日 第三小法廷決定棄却

被告人 甲  
原審 仙台高等裁判所  
主文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中230日を本刑に算入する。

## 理由

弁護人森田新司、同高田英典、同及川貴士の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、訴因変更の要否について、職権で判断する。

## 1 本件公訴事実及び本件の経過

本件公訴事実の要旨は、弁護士会の経理担当職員として、弁護士照会手数料及び負担金会費等を管理し、同会名義の銀行口座への入出金等の業務に従事していた被告人が、平成30年1月から令和3年5月までの間に弁護士照会手数料又は負担金会費として受領した現金合計約8544万3156円を同会のため預かり保管中、平成30年2月頃から令和3年6月頃までの間、35回にわたり、現金合計約5066万7838円を着服して横領したというものであり、その訴因には月ごとの受領現金額及び横領金額が明示されていた。

第1審において、検察官は、個別具体的な領得行為を特定することなく、被告人の月ごと、項目（弁護士照会手数料又は負担金会費）ごとの各受領現金額から、それぞれ所定の時期までに同会名義の銀行口座に入金された各金額を差し引いて算出される各使途不明金が、それぞれ当該時期に横領された旨の主張立証をし、第1審弁護人は、これを争った。

第1審判決は、上記業務に従事していた被告人が、平成30年1月頃から令和3年5月頃までの間に弁護士

照会手数料又は負担金会費として受領した現金合計約6095万3765円を同会のため預かり保管中、平成30年2月頃から令和3年6月頃までの間、複数回にわたり、現金合計約3468万3408円を着服して横領した旨の罪となるべき事実を認定し、その全体が包括一罪であるとした。訴因と異なる事実を認定した理由は、被告人の月ごと、項目ごとの各受領現金額をいずれも訴因に明示された金額以下の金額と認定するとともに、検察官の主張立証よりも広範囲の同会名義の銀行口座への入金を差し引くなどしたためであった。ただし、第1審判決は、同口座に受領現金額を超える入金があった月における当該過剰額を横領金額から除くための計算処理の方法の相違等により、横領の成立時期を訴因に明示された時期よりも遅く認定した部分があったことに伴って、一部の月の横領金額については、訴因に明示された金額を上回る金額を認定したが、訴因変更手続を経ていなかった。

## 2 当裁判所の判断

上記罪となるべき事実は、相当長期間にわたるものはあるが、共通の犯意に基づき、同一の被害者に対し、同一の業務上の占有を利用して継続的に行われたものであって、その全体が包括一罪と解されるものであるから、一部の月の横領金額について訴因に明示された金額を上回る金額を認定したとしても、全体として訴因を超える認定をしない限り、審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要であるとはいえない。また、この種事犯における月ごとの横領金額が、一般的には被告人の防衛にとって重要な事項に当たるとしても、第1審判決が、一部の月の横領金額につき訴因に明示された金額を上回る金額を認定したのは、横領の成立時期を訴因に明示された時期よりも遅く認定した部分があることに伴うものにすぎないから、その認定が被告人に不意打ちを与えるものとはいえない。さらに、合計横領金額について訴因を下回る金額を認定した第1審判決が、訴因に比して被告人に不利益な認定をしたものでないことは明らかである。

以上によれば、全体が包括一罪を構成する長期間継続的に行われた業務上横領の事案について、月ごとの横領金額を明示した訴因に対し、第1審裁判所が、訴因を下回る合計横領金額を認定しつつ、横領の成立時期をより遅く認定した部分があることに伴い、一部の月の横領金額につき訴因に明示された金額を上回る金額を認定したという事情の下では、第1審裁判所が訴因変更手続を経なかったことが違法であるとはいえない。

したがって、第1審裁判所が訴因変更手続を経ることなく上記の認定をしたことに訴訟手続の法令違反はないとした原判決の判断は、正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、刑法2

1条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 林 道晴 裁判官  
渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 沖野眞巳)

◎ コンテナ倉庫が刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)130条にいう「建造物」に当たるとされた事例

件名 窃盗、建造物侵入被告事件

最高裁判所令和6年(あ)第585号

令和7年10月21日 第三小法廷決定棄却

被告人 甲

原審 札幌高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中430日を本刑に算入する。

理由

弁護人高田偉貴の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論は、第1審判決示第6のコンテナ倉庫(以下「本件コンテナ倉庫」という。)は、土地に定着していないから、令和4年法律第67号による改正前の刑法130条にいう「建造物」に当たらない旨主張する。しかし、原判決の認定及び記録によれば、本件コンテナ倉庫は、奥行き約1240cm、幅約240cm、高さ約288cmの大きさの鉄製のコンテナが土地上に設置されたものであり、設置されて以降3年10か月以上の間、移動されることなく、電気を電柱から電線で引き込んでダイヤ等を保管する倉庫として継続的に使用されていたというものである。以上の事実関係の下では、本件コンテナ倉庫は、移動が容易でなく土地に置かれて継続的に使用される物であり、その形態及び使用の実態に照らし、社会通念上土地に定着しているといえるから、上記改正前の刑法130条にいう「建造物」に当たるというべきである。基礎が打たれていないこと等の所論が指摘する事情は、本件コンテナ倉庫が上記「建造物」に当たることを否定すべきものとは認められない。したがって、被告人について、建造物侵入罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 林道晴  
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官  
沖野眞巳)

## 記事

### ◎令和7年秋の勲章受章者

別紙「令和7年秋の勲章受章者名簿」のとおり

### ◎令和7年秋の藍綬褒章受章者

別紙「令和7年秋の藍綬褒章受章者名簿」のとおり

### ◎人事異動

#### 定年退官

横浜家庭・地方裁判所小田原支部判事 渡辺真理  
(10月22日)

#### 定年退官

知的財産高等裁判所判事 清水 韶  
東京簡易裁判所判事 白石 哲  
(以上10月25日)

#### 知的財産高等裁判所判事

岡山地方裁判所長 森富義明  
岡山地方裁判所長  
名古屋地方裁判所判事 森島 聰  
名古屋地方裁判所判事  
名古屋高等裁判所判事 入江恭子  
(以上10月26日)

#### 定年退官

東京簡易裁判所判事 深田英夫  
福岡簡易裁判所判事 吉村寿人  
(以上10月29日)  
熊本簡易裁判所判事 松藤和博  
福岡簡易裁判所判事  
熊本簡易裁判所判事 梅崎聖博  
(以上10月30日)

#### 盛岡家庭・地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 吉川健治  
依頼退官

東京地方・家庭裁判所立川支部判事 中尾隆宏  
盛岡家庭・地方裁判所判事 山崎克人  
(以上10月31日)

#### 横浜地方・家庭裁判所横須賀支部長

東京高等裁判所判事 齋藤 巍  
東京地方裁判所判事

前橋家庭・地方裁判所太田支部判事 島村陽子  
依頼退官

横浜地方・家庭裁判所横須賀支部長 飯畑勝之  
定年退官

知的財産高等裁判所所长 本多知成  
(以上11月1日)

知的財産高等裁判所所长

知的財産高等裁判所判事

増田 稔

知的財産高等裁判所判事

長谷川浩二

大阪高等裁判所判事

沖中康人

宮崎地方・家庭裁判所長

久保井恵子

宮崎地方・家庭裁判所長

高橋伸幸

大阪家庭裁判所判事

(以上11月2日)

大阪家庭裁判所判事

大阪高等裁判所判事

館内比佐志

(11月3日)

定年退官

札幌高等裁判所長官

(別紙)

### 令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

裁判官 17名

桐花大綬章	元最高裁長官	戸倉 三郎
旭日大綬章	元最高裁判事	深山 卓也
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	河合 裕行
瑞宝重光章	元名古屋高裁判事・部総括	木口 信之
瑞宝重光章	元福岡地裁所長	木村 元昭
瑞宝重光章	元東京高裁判事・部総括	河野 清孝
瑞宝重光章	元福岡高裁長官	小林 昭彦
瑞宝重光章	元福岡高裁判事・部総括	鈴木 浩美
瑞宝重光章	元名古屋高裁長官	原 優
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	福崎 伸一郎
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	増田 耕兒
瑞宝重光章	元さいたま地裁所長	山田 俊雄
瑞宝中綬章	元仙台高裁判事・部総括	市村 弘
瑞宝中綬章	元福岡高裁判事・部総括	岡田 信
瑞宝中綬章	元広島高裁松江支部長	梅村 明剛
瑞宝中綬章	元名古屋高裁金沢支部長	彦坂 孝孔
瑞宝中綬章	元仙台高裁秋田支部長	山田 和則

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

簡裁判事 16名

瑞宝小綬章	元横須賀簡裁判事	岡田 千津子
瑞宝小綬章	元飯山簡裁判事	小池 咲子
瑞宝小綬章	元さいたま簡裁判事	坂田 知久
瑞宝小綬章	元可部簡裁判事	澤 実
瑞宝小綬章	元会津若松簡裁判事	島影 久治朗
瑞宝小綬章	元福岡簡裁判事	末松 宏之
瑞宝小綬章	元名古屋簡裁判事	立川 忠
瑞宝小綬章	元札幌簡裁判事	館 敏郎
瑞宝小綬章	元大阪簡裁判事	田中 清道
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	西尾 誠
瑞宝小綬章	元甘木簡裁判事	濱崎 良三
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	平鍋 勝
瑞宝小綬章	元京都簡裁判事	前川 隆子
瑞宝小綬章	元山口簡裁判事	安田 光
瑞宝小綬章	元福岡簡裁判事	山中 金雄
瑞宝小綬章	元豊中簡裁判事	山本 猛

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

一般職 17名

瑞宝中綬章	元最高裁事務総局家庭審議官	高野 篤雄
瑞宝小綬章	元横浜地裁刑事首席書記官	赤澤 史生
瑞宝小綬章	元福島家裁首席家裁調査官	魚住 英昭
瑞宝小綬章	元名古屋家裁事務局長	河合 茂春
瑞宝小綬章	元仙台地裁事務局長	北村 洋一
瑞宝小綬章	元福岡地裁刑事首席書記官	熊谷 敏之
瑞宝小綬章	元神戸家裁少年首席書記官	桑島 一嘉
瑞宝小綬章	元鳥取地裁事務局長	瀧 寿美雄
瑞宝小綬章	元高松高裁刑事首席書記官	塚田 三男
瑞宝小綬章	元名古屋高裁刑事首席書記官	永井 克典
瑞宝小綬章	元広島高裁民事首席書記官	奈原 新二
瑞宝小綬章	元山口家裁事務局長	藤井 英男
瑞宝小綬章	元仙台地裁民事首席書記官	本郷 光彦
瑞宝小綬章	元東京家裁首席家裁調査官	山崎 朋亮
瑞宝小綬章	元熊本地裁事務局長	渡邊 範幸
瑞宝単光章	元鳥取地裁車庫長	谷口 哲
瑞宝単光章	元福岡高裁副車庫長	戸渡 貴明

令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

弁護士 20名

旭日中綬章	元日弁連副会長	市丸 信敏
旭日中綬章	元日弁連副会長	川上 明彦
旭日中綬章	元日弁連副会長	五葉 明徳
旭日中綬章	元日弁連副会長	高木 光春
旭日中綬章	元日弁連副会長	寺前 隆
旭日中綬章	元日弁連副会長	道上 明
旭日小綬章	元日弁連常務理事	渥美 利之
旭日小綬章	元日弁連常務理事	安藤 友人
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	川端 基彦
旭日小綬章	元日弁連理事	北川 恒久
旭日小綬章	元日弁連常務理事	木村 豊
旭日小綬章	元日弁連常務理事	櫻井 光政
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	志澤 徹
旭日小綬章	元日弁連理事	埴原 一也
旭日小綬章	元日弁連理事	廣瀬 英二
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	藤原 浩
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	松本 修
旭日小綬章	元日弁連常務理事	宮本 多可夫
旭日小綬章	元日弁連理事	山崎 正敏
旭日小綬章	元日弁連常務理事	山本 光太郎

## 令和7年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

調停委員 30名

旭日小綬章	津家裁調停委員 元日弁連理事	室木 徹亮
瑞宝双光章	さいたま家・地裁調停委員	相原 道枝
瑞宝双光章	旭川地・家裁調停委員	井内 敏樹
瑞宝双光章	津家裁調停委員	大谷 佳子
瑞宝双光章	東京地裁調停委員	梶山 彰
瑞宝双光章	水戸家裁調停委員	久下 伸子
瑞宝双光章	福井家・地裁調停委員	窪田 初枝
瑞宝双光章	山口家・地裁調停委員	藏重 敏恵
瑞宝双光章	仙台家・地裁調停委員	小泉 清則
瑞宝双光章	さいたま家裁調停委員	白幡 素子
瑞宝双光章	広島地・家裁調停委員	高橋 正倫
瑞宝双光章	新潟家裁調停委員	長澤 恵依子
瑞宝双光章	横浜地裁調停委員	中山 享
瑞宝双光章	大津地・家裁調停委員	野崎 平
瑞宝双光章	高松家裁調停委員	宮口 真貴枝
瑞宝单光章	那覇地裁調停委員	赤嶺 和子
瑞宝单光章	広島家裁調停委員	麻田 英治
瑞宝单光章	大津家裁調停委員	大西 順子
瑞宝单光章	山形地・家裁調停委員	岡田 美恵子
瑞宝单光章	長崎家裁調停委員	木村 和子
瑞宝单光章	札幌家裁調停委員	向當 比呂子
瑞宝单光章	大阪家裁調停委員	澤村 佳代子
瑞宝单光章	大津地・家裁調停委員	田中 勝
瑞宝单光章	大阪家裁調停委員	東條 陽子
瑞宝单光章	名古屋地裁調停委員	新美 和加子
瑞宝单光章	水戸地・家裁調停委員	西野 千鶴子
瑞宝单光章	横浜家裁調停委員	野田 和美
瑞宝单光章	名古屋家裁調停委員	野田 浩志
瑞宝单光章	盛岡家・地裁調停委員	町田 りん
瑞宝单光章	長崎地・家裁調停委員	吉原 英令

総計 100 名

※調停委員の主要経歴は、発令日現在の所属(退任している者については退任時の所属)である。

## 令和7年秋の藍綬褒章受章者名簿

主要経歴	功労業務	氏名
奈良家裁調停委員	調停委員	石河 敏正
名古屋地裁調停委員	調停委員	伊藤 清彦
福島地裁調停委員	調停委員	大内 賢英
広島地・家裁調停委員	調停委員	大津 英治
京都家裁調停委員	調停委員	大塚 由美
那覇地・家裁調停委員	調停委員	岡田 啓子
宇都宮家裁調停委員	調停委員	小野崎 晴雄
長崎家裁調停委員	調停委員	川久保 まゆみ
宮崎地・家裁調停委員	調停委員	河村 敏行
さいたま家裁調停委員	調停委員	小林 初世
福島地・家裁調停委員	調停委員	斎藤 崇淳
名古屋地裁調停委員	調停委員	鈴木 真千子
さいたま家裁調停委員	調停委員	鈴木 由美子
神戸地裁調停委員	調停委員	辰巳 栄子
山口家裁調停委員	調停委員	筒井 康郎
佐賀家・地裁調停委員	調停委員	中尾 れい子
旭川家・地裁調停委員	調停委員	中島 智子
岐阜家裁調停委員	調停委員	中野 勢子
福井家裁調停委員	調停委員	松宮 麻季
仙台家・地裁調停委員	調停委員	三浦 弘一
前橋家裁調停委員	調停委員	宮田 忠次
神戸地裁調停委員	調停委員	村山 豪彦
甲府家裁調停委員	調停委員	山田 貴久子

計 23 名

※主要経歴は、発令日現在の所属(退任している者については退任時の所属)である。